

高松高検 法教育に関する取組

高松高検管内広報キャラクター へんろちゃん

法曹三者トークイベント
「裁判官・検事・弁護士をもっと知ろう」



10月に実施される「法の日」週間の一環として、高松第一高校において、法曹三者トークイベント「裁判官・検事・弁護士をもっと知ろう」を開催しました。

法曹三者が業務内容や魅力等を説明し、学生からの質疑応答に答えることによって、法の意義や法曹の役割を知ってもらうことを目的としています！

高松高等検察庁から参加した細野次席検事からは、検察官を目指したきっかけから仕事をするにあたっての心構えなど、幅広いお話をさせていただきました。生徒の皆さんは真剣に耳を傾け、検察官の仕事に関して強い関心を示してくださいました。



個別質問では、「検察官の仕事をしていて大変だったことは?」「ワークライフバランスはどうか?」「趣味があるが仕事と両立できるか?」「検事に必要な能力は?」などの積極的な質問が上がり、業務のリアルな側面に多く興味を持っていただけたことを実感しました。

参加者した生徒からは…



検事に興味を持って参加しましたが、他の方の話も聞いて良かったです。



将来について1つの選択肢になりました。



現実の法曹者と話すことができたのが一番、自分の宝物になりました。

当庁次席検事と総務部長が、
香川大学法学部
“発展的刑事法”で講義しました。



★今回の講義について★
法曹を目指す人たちを対象とした
法曹プログラム受講生が対象です。
発展的刑事法は、刑事法について、事例をもとに、事例解決のために法律文書の作成・起案などを行っています。17名の学生さんが聴講してくれました。

11月19日(水)

高松高検次席検事による「検事の職務内容及び捜査について」の講義を行いました。

講義では、検察官が普段の捜査で気をつけているポイントとして、犯人性を立証できるだけの証拠の収集の重要性を具体的な事例を交えながら説明しました。

積極的に質問も上がり、捜査への理解を深めることができました。



実際の捜査では、事実認定が重要です。想像と常識を働かせることに常に気をつけています！



捜査の面白いところは、有罪立証のために、どのような証拠をいかにして獲得していくかを考えることです！



11月26日(水)

高松高検総務部長による「事例から考える捜査実務」の講義を行いました。

具体的な事例に沿って、捜査の手順を踏みながら問題点を整理し、学生の皆さんと対話しつつ、起訴・不起訴を判断するポイントを説明し、どんな処分にするべきかを考えもらいました。

最終的に起訴・不起訴の意見が半分に分かれ、生徒の皆さんそれぞれが、根拠を持って検討した上で、結論を出させていたことが印象的でした。

広報に関するることは高松高検ホームページにも記載しておりますので是非ご覧ください。

高松高等検察庁 企画調査課
TEL:087-821-5631
(受付時間:平日8:30-17:15)

検索

高松高等検察庁 広報



高松高検ホームページ



高松地方検察庁の法教育に関する取組

移動教室

学校における社会見学など教育の一環として、学生の方々に高松地検へお越しいただき、検察庁の業務や検察官及び検察事務官の役割等を学習してもらうものです。



プログラムは、検察庁の業務説明、
庁内見学、検察官等との座談会、質
疑応答、模擬取調べ、模擬裁判、法廷
見学等を行っています。

出前教室

検察官、検察事務官が、小学校・中
学校・高等学校に出向いて講義等を
行います。

プログラムは、検察庁の業務説明、
法教育、質疑応答等を行っています。



参加者の声

- ・裁判員に選ばれたいと思った。
- ・検察庁の仕事について理解が深まった。
- ・模擬取調べや模擬裁判など、貴重な体験ができた。
- ・堅苦しいイメージがなくなった。
- ・みんな優しくてたのしかった。



法教育マスコットキャラクター
ホウリス君

高松地方検察庁の法教育に関する取組

夏季教員研修

裁判所、弁護士会、法務局、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と連携し、教員を対象とした夏季教員研修を実施しました。



プログラムは、裁判傍聴、検察庁の業務説明、裁判員制度、庁内見学をした後、家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所、法務局、弁護士会の職員から、「家庭裁判所書記官の役割」「少年鑑別所の役割」「保護観察所の役割」「インターネットと人権」、「弁護士による法教育」について、講義をしていただきました。

検察官職業体験プログラム 「もっと検察庁を知ろう」

憲法週間、法の日週間に合わせて年に2回実施しています。事前申込みのあった一般来庁者を対象に、検察庁の業務説明、模擬取調べ、庁内見学、検察官との質疑応答などを行っています。



参加者の声

- ・模擬取調べがたのしかった。
- ・子どもと参加したが、資料が子供用と大人用に分かれていってうれしかった。質問にも丁寧に答えていただきうれしかった。
- ・今まで関わりのなかった検察の仕事を知ることができた。
- ・堅いイメージしかなかったが、親近感が持てた。



申し込み・お問い合わせ先
電話087-822-5155
<高松地方検察庁 広報担当>まで

高松地方検察庁HP



徳島地方検察庁 法教育に関する取組

移動教室

徳島地検までお越しいただき、業務内容等の説明や庁舎見学を行っています。

そのほか、聞くだけでなく、できるだけ検察庁の業務を考えながら体験できるように参考人体験、模擬取調べ、裁判傍聴、裁判所と連携して模擬裁判等を行っています。

学生の方々の感想

- ・模擬取調べでは、真相をつきとめるために自分たちでたくさん考えたので良い経験ができた。
- ・検察官が普段どんな思いで仕事をしているかなどをしっかり聞くことができた。

模擬裁判



模擬取調べ



出前教室

検察官・検察事務官が学校を訪問して、講義等を行い、皆さんからの質問に答えています。

テーマ 法曹界を志望する皆さんへ



テーマ 刑事裁判について



学生の方々の感想

- ・秋霜烈日のバッジが印象に残りました。
- ・検察官が事案の真相の解明に真摯に向き合っていることや熱量がすごいと思いました。
- ・弁護士希望でしたが、検事もいいなと思い、視野が広がりました。

徳島地方検察庁 法教育に関する取組

水都っ子探検隊 2025 ～新しい庁舎で事件の取調べ体験！～

水都っ子探検隊は徳島市教育委員会が主催するイベントで、徳島市内の公立小学校4～6年生20名が夏休み期間に各事業所を探検するものです。

2025年は徳島中央警察署、徳島地方検察庁、徳島地方裁判所を順に探検し、当庁には7月29日に探検に来てくれました。

取調べ体験 ～頑張りました！～



☆徳島地検の探検内容
お仕事説明、新庁舎見学、
取調べ体験、検察官との
座談会

5人1組で意見を出し合って質問を考えてもらい、
参加者みんなが見守る中、
1組ずつ模擬取調べを行いました。

探検隊の感想

- ・初めて取調べをして、いろいろな質問を考えて聞くのが面白かった。
- ・次回、検察庁に来たら、違う事件でまた取調べ体験をやりたい。

検察官等との座談会



徳島地検HP



お問い合わせ先
徳島地方検察庁広報担当
☎088-652-5191

生きるチカラ！

法教育



法教育マココトキャラクター
「ホウリスくん」

高知地検 法教育に関する取組紹介



夏期教員研修

高知県下の教員の方々等を対象に、「自分を守る法教育～法律を子どもたちにもっと身近に～」と題して夏期教員研修を実施しました。

当庁からは、刑事事件や少年事件の流れ、代表者聴取などの説明を行いました。

今回の研修では、当庁の他、関係機関や学校関係者の方々に講師を引き受けいただき、高知保護観察所、高知少年鑑別所及び高知県警察からは保護観察所・少年鑑別所の業務説明、自転車のヘルメット着用の努力義務及び犯則通告制度についての説明をしていただきました。



学校関係者の方々からは、生徒主導により校則の見直しが行われた実例の紹介や、生徒、教員、保護者が時間をかけて着実に意識改革を進め、ルールを作って実際に登下校時のヘルメット着用率100%を達成した取組について発表をしていただきました。



参加者の声

「今後に活かせる内容がたくさんあったので校内でも共有したいと思います。」、「ぜひ出前授業を行ってほしい（教員に対しても）。」etc.

移動教室・出前教室

移動教室は、参加される方々に高知地検までお越しいただき、高知地検で講義や庁舎見学などを行うものです。

実施日時によっては、裁判の傍聴も可能です。

施設の都合上、一度に参加可能な人数は30名程度となります。



↑高校生・大学生に対する移動教室の様子↑

出前教室は、参加される方々が集まる学校等の施設に高知地検職員を講師として派遣し、講義などを行うものです。

一度に参加可能な人数の制限はありません。



↑高校生・大学生に対する出前教室の様子↑

移動教室・出前教室ともに、実施日時や内容につきましては、可能な限り御要望に応じて対応させていただきますので、お気軽に御相談ください。

広報に関することは高知地検ホームページにも掲載していますので、ぜひ御覧ください。

高知地方検察庁 広報活動

検索

【連絡先】

高知地方検察庁 企画調査課

電話:088-872-9191(内線2623) 受付時間:8:30~17:15

松山地方検察庁の法教育に関する取組について

出前教室について

出前教室とは、検察庁職員（検察官又は検察事務官）が講義等の開催場所である各施設に赴いて、講義等を実施させていただくものです。

令和7年度における主な実施状況は以下のとおりです。

○ 愛媛大学医学部生に対する講義

愛媛大学医学部において、医学部生121名に対して講義等を行う法教育を実施しました。

刑事司法と法医学の関係についての説明を行いました。

○ 愛媛大学法文学部生に対する業務説明

愛媛大学城北キャンパスにおいて、法文学部生100名に対して講義等を行う法教育を実施しました。

刑事司法手続の流れやその中における検察官及び検察事務官の業務等についての説明を行いました。



○ コミュニティ・カレッジ参加者に対する講義

愛媛県生涯学習センターにおいて、コミュニティ・カレッジ参加者17名に対して講義等を行う法教育を実施しました。

裁判員裁判に関する説明、刑事司法における検察官の役割についての説明等を行いました。

出前教室・移動教室のご要望がございましたら、お気軽にご連絡ください。

松山地方検察庁 検察広報官

電話 089-935-6111(代表)

〒790-8575 松山市一番町4丁目4番地1



松山地方検察庁 広報活動

検索



松山地方検察庁の法教育に関する取組について

移動教室について

移動教室とは、参加を希望される皆様方に当庁までお越しいただき、検察庁内で職員（検察官又は検察事務官）が講義等を実施させていただくものです。

令和7年度における主な実施状況は以下のとおりです。

○ 松山大学法学部ゼミナール生に対する業務説明

松山大学法学部ゼミナール生22名に当庁までお越しいただき、検察官及び検察事務官の業務、果たしている役割等についての説明を行いました。

○ 中学生職場体験学習

愛媛県下の中学校においては、中学2年生を対象とした総合学習の一環として、各自が希望する事業所まで赴き、実際の業務を体験する職場体験学習を実施しております。

本年度は、県下の中学校5校から依頼を受けて、当庁において、検察官及び検察事務官の業務、裁判員裁判等に関する説明を行いました。



出前教室・移動教室のご要望がございましたら、お気軽にご連絡ください。

松山地方検察庁 検察広報官

電話 089-935-6111(代表)

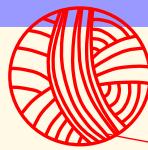
〒790-8575 松山市一番町4丁目4番地1



松山地方検察庁 広報活動

検索





検察庁における再犯防止の取組

なぜ再犯防止が必要なのか

刑法犯の検挙者のうち、約5割が再犯者です。

安心・安全を感じられる社会の実現には、犯罪を未然に防ぐことだけではなく、再犯を防止することがとても重要です。

罪を犯した人の中には、高齢者や知的障害の方、認知症の方、ギャンブルなどの依存症の方など、「生きづらさ」を抱えている人たちがいます。

このような人々は、社会に戻った時、これらの「生きづらさ」が原因で社会から孤立してしまい、再び犯罪を繰り返してしまうことがあります。

検察庁では、このような人々の「生きづらさ」を取り除き、再び犯罪を犯すことがないようにするために、関係機関と連携して、福祉的・医療的支援などを行っています。

これらの取組は、誰もが孤立することなく再出発できる社会「誰一人取り残さない」社会の実現へ、そして、新たな被害者を生まない社会の実現へとつながっています。

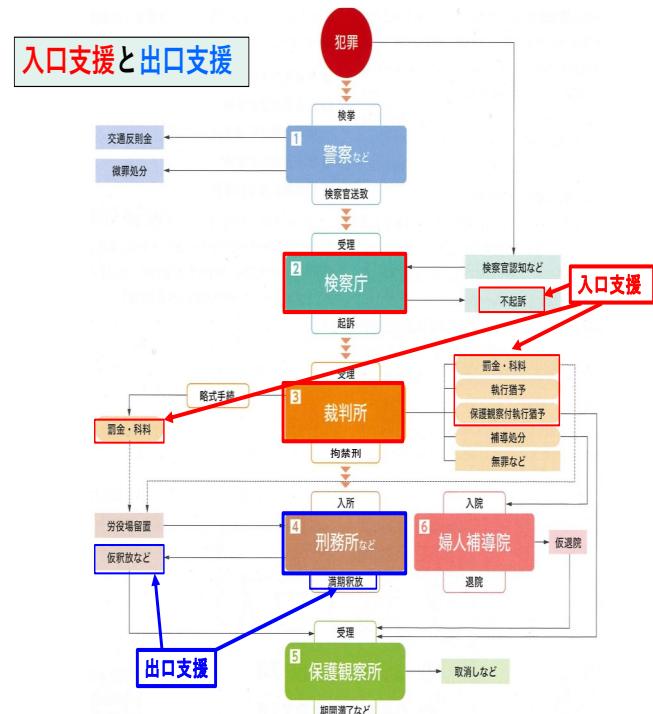
検察庁における再犯防止に向けた「入口支援」

矯正施設（刑務所等）を出所するときに適切な支援を行い、更生できる環境を整える制度を、刑事司法の出口で行う支援であることから「出口支援」と呼んでいます。

それに対して、矯正施設に入る以前、被疑者や被告人の段階で、適切な支援を行い、社会復帰に必要な環境調整を行う制度を、刑事司法の入口で行う支援であることから「入口支援」と呼んでいます。

罪を犯した人のすべてが矯正施設に入るわけではなく、不起訴等により釈放された後、地域社会に戻って生活する人も多いことから、そういった人たちに適切な支援を行い、円滑に社会復帰できるように環境を整えることは、再犯防止の観点からとても大切です。

検察庁では、不起訴（起訴猶予）や罰金、あるいは執行猶予の言い渡しを受け釈放された後に、福祉機関や医療機関などから適切な支援を受けられるように、本人の同意を得て、こうした機関に橋渡しを行う「入口支援」を行っています。



▶▶▶四国ブロック再犯防止シンポジウムの開催

令和6年12月に、高松高等検察庁、高松法務局、高松矯正管区、四国地方更生保護委員会と共に、「四国ブロック再犯防止シンポジウム」を開催しました。

シンポジウムには、オンライン配信も含め多数の方が参加し、「何度もやり直せる社会へ」をテーマとした基調講演、地域における息の長い支援をテーマとしたパネルディスカッションなどを行い、大盛会の内に終了しました。

また、各機関における再犯防止の取組について紹介するブースを設け、パネル展示等を行いました。

検察庁においては、各地検での法教育の取組について紹介し、再犯防止における法教育の重要性について伝えました。

地域における“息の長い”支援の実現

～ 罪を犯した
ある孤独・孤立な“人”
の立ち直り～

令和6年度四国ブロック再犯防止シンポジウム



令和6年12月3日(火)
13:00～16:00
(開場12:00)
会場:レクザムホール小ホール
(香川県県民ホール)
参加無料・事前申込み要

【共催】高松高等検察庁 高松法務局 高松矯正管区 四国地方更生保護委員会

▶▶▶ロゴマーク



当庁職員がデザインした
シンポジウムロゴマーク

このロゴは、香川県の県木・県花であるオリーブの枝が集まって作られています。

オリーブの花言葉は、「平和・知恵」です。
「平和」を得るために「知恵」を出し合うという点が、本シンポジウムの趣旨に一致していることから、オリーブの枝をモチーフとしました。

また、再犯を防止するためには、「刑事司法分野」だけではなく「雇用・社会福祉機関や地方自治体などの関連する行政機関」と「犯罪者の長期的な支援をする民間企業や地域ボランティアを含む地域社会」などとのマルチステークホルダー・パートナーシップを推進することが重要であるという本シンポジウムの副題について、3色のオリーブが交互に混ざり合い、補い合うことにより、支援の輪がつながっていく様子で表現しています。